

# 事務所通信

平成31年新春号

あけましておめでとうございます。

昨年中は、お世話様になりまして、ありがとうございます。

「平成最後の〇〇」という表現が、いろいろなところで聞かれている新年ですね。

私は、昭和生まれですので、昭和、平成、そして次の元号と、3世代を生きることになります。

まだまだ、「平成時代」を振り返るのは早いかもしれませんが、少なくとも、平坦ではなかったと感じます。

おそらく、本年5月以降もさまざまな変化があると予想されます。

企業経営者にとっては、どのような時代であっても、変化に対応することが求められます。

立川会計事務所は、お客様企業によりいっそうの価値を提供してまいります。

本年もどうぞよろしくお願いいたします。

平成31年度税制改正大綱（改正案）が、12月14日に発表となりました。

このうち、主なものを掲げます。

今回、中小企業に関する法人税制、個人事業に関するの所得税制は、特に大きな改正案はございません。

## 1. 中小企業の法人税の軽減税率等の特例の2年延長など

中小企業の年間所得800万円以下の法人税率は、現在15%です。

この15%の軽減税率が2年間延長となります。

この他に、中小企業が所定の条件や手続きを経て、設備投資をした場合の、通称「中小企業投資促進税制」が2年間延長となります。

また、中小企業等が特定経営力向上設備を取得した場合の特別償却、税額控除制度について、適用期限が2年間延長となります。

## 2. 所得税の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について

現行の住宅借入金等特別控除の制度は、個人が金融機関で借入をして、住宅を取得したときに、金融機関の年末借入残高に応じて、10年間所得税額から一定の金額を控除できる制度です。

今回、平成31年（2019年）10月1日から平成32年（2020年）12月31日までに個人が住宅を取得して居住した場合、11年目から13年目の3年間、金融機関の年末借入残高に応じて、所得税額から一定の金額が控除できる制度となります。

### 3. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

個人事業者が亡くなり、その個人事業者が後継者として所定の届出をした相続人が、平成31年1月1日から平成40年（2028年）12月31日までに、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、その相続人が納付すべき相続税額のうち、その特定事業用資産に対応する相続税が猶予されます。

この制度は、「承継計画」を平成31年4月1日から、平成36年（2024年）3月31日までに、都道府県に提出することが適用条件となります。

そして、猶予された相続税額が全額免除となるためには、原則その後継者が死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合です。

### 4. 教育資金の一括贈与非課税措置、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

現行、直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合、（現実には慣行として、信託銀行か取扱銀行を経由します）、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合、もらう側の所得制限は特にありませんでした。

今回、もらう側（受贈者）の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税措置が適用できないこととなります。

#### ■ 2019年10月1日より、消費税率が、8%から、10%にアップされます。

以前記したものを、一部、再掲いたします。

##### (1) 消費税の税率アップによる納付税額の増加

##### 消費税の税率アップにより、消費税の納税額が25%増えます。

具体的には、年間の税抜き売上100,000,000円 税抜き仕入70,000,000円であったとします。

##### 【消費税8%】

	税込金額	うち消費税
売上	108,000,000円	(8,000,000円)
仕入	75,600,000円	(5,600,000円)
	32,400,000円	(2,400,000円)

##### 【消費税10%】

	税込金額	うち消費税
売上	110,000,000円	(10,000,000円)
仕入	77,000,000円	(7,000,000円)
	33,000,000円	(3,000,000円)

消費税率が8%から10%になると、納税額は25%増となってしまいます。  
(上記の例では、2,400,000円から3,000,000円になっていますね。)  
まずは、消費税の納税資金のご準備を、よろしくお願いいたします。

## (2) 軽減税率の対象となる取引について

### ① 「飲食料品」を販売されているお客様へ

飲食料品を販売されている企業は、2019年10月より、消費税率が10%になっても、軽減税率の8%が適用されます。

ここでいう、「飲食料品」には「酒類」「医薬品・医薬部外品」「外食」は、除かれていますので、これらのものは、軽減税率の対象となりません。

「飲食料品の販売」とは、飲食料品の卸売、飲食料品の小売、飲食料品の製造卸・製造小売をいいます。

ご注意いただきたいのは、人間の食べる「食料品」が軽減税率の対象となりますので、ペット・フードの販売は、軽減税率の対象となりません。

### ② 飲食店を経営されているお客様へ

**店内での飲食の提供は、軽減税率の対象となりません。**

具体的には、持帰りのお弁当の販売、持帰りの調味料の販売、持帰りのケーキ・菓子の販売、持帰りのから揚げの販売などです。

つまり、**店内で提供する飲食料品を、持帰り用の飲食料品として販売した時に、軽減税率の対象となります。**

### ③ すべてのお客様へ

すべての企業様が、お茶、コーヒー・紅茶を購入していると思います。また、自動販売機でペットボトルを購入することもあると思います。そして多くの企業様が、新聞を定期購読されていると思います。

**2019年10月より、これらの飲食料品の購入・定期購読新聞は、軽減税率の適用となります。**

**まず、領収書をもらうときに、「飲食料品であるという記載」「定期購読新聞であるという記載」がされているかどうかをご確認くださいませ。**

自動販売機でのペットボトルの購入は、領収書が出ません。その際は出金伝票に、購入日と金額、自動販売機で購入という旨の記載をお願いいたします。

そして、帳簿または経費帳に、「飲食料品代」、または、「お茶・コーヒー代」という記載を、お願いいたします。

また、会計データ入力の際には、同様に「飲食料品代」、または、「お茶・コーヒー代」という入力を、お願いいたします。

### (3) 請求書の発行について

#### ① 軽減税率の対象となる売上が見込まれないお客様へ

2019年10月より「飲食料品・定期購読新聞」以外の取引は、消費税が10%になる予定です。

その際に、売上の請求書（領収書）のひな型を変える必要があります。

まず、消費税に関しては、現行の請求書（領収書）は、

- a 請求書発行者の企業名または商号
- b 取引年月日
- c 取引内容
- d 取引金額
- e 請求先の企業名または商号 が記載事項として、義務付けられています。

**基本的には、2019年10月以降に発行する売上の請求書（領収書）は、現行のひな型に、新しく「消費税額等の金額」と、「10%」という消費税率の2項目を追加して記載する必要があります。**

たとえば税抜500,000円の売上請求書を発行するときは、**「消費税等5,000円」消費税率である「10%」という2項目の記載**が必要になります。

#### ② 軽減税率の対象となる売上が見込まれるお客様へ

2019年10月より、現行の請求書に加えて、

- ・ 「軽減税率対象品目であること」
- ・ 「税率区分ごとの合計請求額」

の記載が必要になります。

( 代 表 立 川 勝 一 )